

令和5年度
福島町議会定例会
3月会議議案

福島町

令和5年度 福島町議会定例会 3月会議議案目次

議案 番号	件 名	頁	区分
62	福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例	5	議案
63	福島町水産種苗生産センター管理条例	7	議案
64	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例	9	議案
65	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	75	議案
66	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	77	議案
67	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	81	議案
68	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例	83	議案
69	福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例	85	議案
70	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	87	議案
71	福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例	89	議案
72	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	91	議案
73	福島町介護保険条例の一部を改正する条例	101	議案
74	福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	103	議案
75	福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例	107	議案
76	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	109	議案
77	第6次福島町総合計画の変更について	111	別冊1
78	福島町森林整備計画の変更について	127	別冊2
79	第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について	169	別冊3
80	令和6年度福島町一般会計予算	171	別冊4
81	令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算	181	別冊5
82	令和6年度福島町介護保険特別会計予算	185	別冊5
83	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	195	別冊5

議案 番号	件 名	頁	区分
84	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	199	別冊5
85	令和6年度福島町水道事業会計予算	203	別冊5
86	令和6年度福島町浄化槽事業会計予算	205	別冊5
87	福島町財政調整基金の積立金の処分について	207	議案
88	令和5年度福島町一般会計補正予算(第10号)	209	別冊6
89	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	211	別冊6
90	令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算(第4号)	213	別冊6
91	令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	215	別冊6
92	令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第2号)	217	別冊6
93	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)	219	別冊6
94	令和5年度福島町水道事業会計補正予算(第3号)	221	別冊6
同意3	固定資産評価審査委員会委員の選任について	223	議案
諮問2	人権擁護委員の推薦について	225	議案

福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例

福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例

(目的)

第1条 この条例は、福島町内等で捕獲された有害鳥獣の死骸を適正に処理し、捕獲者等の処理負担の低減を図ることにより、さらに多くの有害鳥獣を捕獲し、農林業被害の低減による農林業経営の安定向上を図るため、福島町有害鳥獣減容化処理施設（以下「施設」という。）を設置し、その管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 福島町有害鳥獣減容化処理施設

位置 松前郡福島町字千軒31番地1

(管理及び運営)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、施設を常に良好な状態において管理し、その目的に応じ最も効率的な運営を行うものとする。

2 町長は、前項の業務の全部又は一部を委託して行わせることができる。

3 町長は、業務を委託する場合においては、当該業務の執行に関し、必要な事項は契約で定めるものとする。

(業務)

第4条 施設で行う業務は、次のとおりとする。

(1) 有害鳥獣の減容化処理業務

(2) その他町長が必要と認める業務

(使用者の範囲)

第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 福島町有害鳥獣駆除対策要綱（平成23年福島町要綱第2号）第2条に規定する有害鳥獣駆除従事者

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による捕獲許可を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか町長が適当と認める者

(搬入の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設への搬

入を制限し、又は搬入させないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 第5条に規定する使用者については、使用料を徴収しない。ただし、町外で有害駆除により捕獲した個体については、使用料を徴収し、使用料は1個体あたり20,000円を上限として町長が別に定める。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要であると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(施設の保全)

第9条 第3条第2項の定めにより委託を受けた場合は、受託者の責任において善良な管理を行うものとする。

(損害の賠償)

第10条 故意又は過失によって施設及び施設内の設備、器具等をき損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、そのき損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第63号

福島町水産種苗生産センター管理条例

福島町水産種苗生産センター管理条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町水産種苗生産センター管理条例

(目的)

第1条 この条例は、昆布及びウニ種苗生産を行うことにより、浅海資源の増大を図り沿岸漁業の振興に資するため、福島町が設置した福島町水産種苗生産センター(以下「施設」という。)の適切な管理と円滑な運営の基本について定めることを目的とする。

(施設の名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 福島町水産種苗生産センター

位置 福島町字日向469番地 福島漁港敷地内

(管理及び運営)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、この施設を常に良好な状態において効率的にこれを管理運営しなければならない。

2 町長は、前項の業務の全部又は一部を他の水産関係団体に委託して行わせることができる。

3 町長は、業務を委託する場合においては、当該業務の執行に関し必要な事項は、契約で定めるものとする。

(施設の保全)

第4条 第3条第2項の規定により委託を受けた場合の受託者は、施設の善良な管理をしなければならない。受託者の責に帰すべき理由により、施設に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第64号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例

(福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
<u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u>	

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、**第5項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、**第5項**に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事

業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見

業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見

やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第28条に規定する町への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故

やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による町への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事

の状況及び事故に際して採った処
置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従
事する者でなければならない。ただ
し、利用者の処遇に支障がない場合
は、当該夜間対応型訪問介護事業所
の定期巡回サービス、同一敷地内の
指定訪問介護事業所若しくは指定定
期巡回・随時対応型訪問介護事業所
の職務又は利用者以外の者からの通
報を受け付ける業務に従事すること
ができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の
同一敷地内に次に掲げるいずれかの
施設等がある場合において、当該施
設等の入所者等の処遇に支障がない
場合は、前項本文の規定にかかわら
ず、当該施設等の職員をオペレータ
ーとして充てることことができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護
員等は、専ら当該随時訪問サービス
の提供に当たる者でなければならない。
ただし、利用者の処遇に支障が
ない場合は、当該夜間対応型訪問介
護事業所の定期巡回サービス又は同
一敷地内にある指定訪問介護事業所
若しくは指定定期巡回・随時対応
型訪問介護看護事業所の職務に従事
することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の
利用者に対するオペレーションセン
ターサービスの提供に支障がない場
合は、第3項本文及び前項本文の規
定にかかわらず、オペレーターは、
随時訪問サービスに従事することが

故の状況及び事故に際して採った
処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従
事する者でなければならない。ただ
し、利用者の処遇に支障がない場合
は、当該指定夜間対応型訪問介護事
業所の定期巡回サービス、同一敷地
内の指定訪問介護事業所若しくは指
定定期巡回・随時対応型訪問介護事
業所の職務又は利用者以外の者から
の通報を受け付ける業務に従事す
ることができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の
同一敷地内に次に掲げるいずれかの
施設等がある場合において、当該施
設等の入所者等の処遇に支障がない
場合は、前項本文の規定にかかわら
ず、当該施設等の職員をオペレータ
ーとして充てることことができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護
員等は、専ら当該随時訪問サービス
の提供に当たる者でなければならない。
ただし、利用者の処遇に支障が
ない場合は、当該指定夜間対応型訪
問介護事業所の定期巡回サービス又
は同一敷地内にある指定訪問介護事
業所若しくは指定定期巡回・随時対
応型訪問介護看護事業所の職務に従
事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業
所の利用者に対するオペレーション
センターサービスの提供に支障が
ない場合は、第3項本文及び前項本
文の規定にかかわらず、オペレータ
ーは、随時訪問サービスに従事する

きる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

できる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一

合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の

敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第77条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第77条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第67条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)
(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第60条、第62条、第63条第4項並びに前節(第78条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第70条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)
(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第60条、第62条、第63条第4項並びに前節(第78条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第70条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密

着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(5) (略)
(記録の整備)

第95条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)
(管理者)

第99条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(7) (略)
(記録の整備)

第95条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第88条第4号の規定による心身の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第76条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)
(管理者)

第99条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第102条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第111条第7項、第138条第9項及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指

2 (略)

(利用定員等)

第102条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第111条第7項、第138条第9項及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型

定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

第105条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

第105条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第105条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(6) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(従業者の員数等)

第111条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又

急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第76条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(7) 次条において準用する第75条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録
(従業者の員数等)

第111条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設又は	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又

介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

7～13 (略)
(管理者)

第112条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行つている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第15条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 (略)
(指定小規模多機能型居宅介護の具

介護医療院	は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

7～13 (略)
(管理者)

第112条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)
(指定小規模多機能型居宅介護の具

体的取扱方針)

第121条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

体的取扱方針)

第121条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居住介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第134条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多

機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第135条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第121条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第139条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理

(記録の整備)

第135条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第139条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理

者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第149条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第153条 (略)

者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第149条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第153条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体

制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第155条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第155条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症

対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第143条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第145条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第156条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第127条、第130条及び第133条までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第150条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、

対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第143条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第145条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第156条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第127条、第130条、第133条及び第134条の2までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第150条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7

第74条第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第74条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第130条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第158条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) (略)

8～10 (略)

章第4節」と、第74条第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第74条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第130条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第158条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは「0.9」とする。

(1) 第176条において準用する第134条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽

減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第159条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模

(管理者)

第159条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができるものとする。

多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第174条 (略)

(協力医療機関等)

第174条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、

2 (略)

(記録の整備)

第175条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第163条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第165条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第173条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第176条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第128条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この

再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第175条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第163条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第165条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第173条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第176条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条及び第134条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用

場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第178条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第178条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第192条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第178条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第193条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならな

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)

第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第192条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第178条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第193条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならな

い。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第194条 計画担当介護支援専門員は、第185条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第184条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第204条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第202条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第199条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

い。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第194条 計画担当介護支援専門員は、第185条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第184条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第204条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第202条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第199条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつ

た場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型

6 (略)

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第182条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第184条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第204条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条及び第75条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第195条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利

介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第182条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第184条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第204条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで及び第134条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第195条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居

用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第216条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第213条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利

宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講しよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第216条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第134条の2、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第213条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指

用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第217条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(**施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護**に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する北海道基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第218条 (略)

定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第217条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(**法第8条第23項第1号に規定するもの**に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する北海道基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第218条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第219条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第224条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第219条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第224条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅

介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(記録の整備)

第228条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護

介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(記録の整備)

第228条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護

小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第224条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第229条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条、第75条、第115条から第118条まで、第121条から第123条まで、第125条、第126条、第129条から第134条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項及び第3項中「定期巡回・随時対応型訪

小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第224条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第229条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条、第75条、第115条から第118条まで、第121条から第123条まで、第125条、第126条、第129条から第133条まで、第134条及び第134条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項及び第3項中「定期巡

問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第117条及び第125条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。)第143条第1項、第163条第1項及び第182条第1項(第216条において準用する場合を含む。))

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第117条及び第125条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。)第143条第1項、第163条第1項及び第182条第1項(第216条において準用する場合を含む。))

並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(経過措置)

- 11 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第179条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、

並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

附 則

(経過措置)

- 11 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第179条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保するこ

<p>食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>	<p>とができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>
--	--------------------------------------

(福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法</p>

第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第44条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所

知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに

介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに

よるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第1号から**第12号**までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げるに掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合
---	---

よるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第1号から**第14号**までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げるに掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合
---	---

	合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) 又は介護医療院	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該

	合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第63条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(記録の整備)

第63条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第78条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第78条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管

等が同一敷地内にあること等により
当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第82条 (略)

理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第82条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第84条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について

二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第84条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について

の記録

(7) (略)

(準用)

第85条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、**第59条及び第61条**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の

ての記録

(7) (略)

(準用)

第85条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、**第59条、第61条及び第62条の2**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の

<p>有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第64条及び第85条において準用する場合を含む。))及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第64条及び第85条において準用する場合を含む。))及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに</p>

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、

常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、

あらかじめ、**利用申込者**またはその家族に対し介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、**利用申込者**又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名および連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製

あらかじめ、**利用者**またはその家族に対し介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、**利用者**又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名および連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ

するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)
(利用料等の受領)
第13条 (略)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について**利用料の支払**を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 **指定介護予防支援事業者**は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)
(利用料等の受領)
第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について**前条第1項の利用料の支払**を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 **地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者**は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ

なければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章(第33条第29号を除く。)の規定を遵守するよう措置させること。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ

ればならない。

- (1) (略)
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録
 - オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとつた処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) (略)

ればならない。

- (1) (略)
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録
 - オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとつた処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を

除き、身体的拘束等を行つてはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際に利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによつて行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下このイにおいて単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること

(イ) サービス担当者会議等に

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17)～(28) (略)

において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面談すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められ

(準用)

第35条 第2章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、**第13条**中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第7条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(**電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用**

た場合には、その求めに応じなければならない。

(準用)

第35条 第2章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、**第13条第1項中**中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第7条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

に供されるものをいう。)により行うことができる。	
2 (略)	2 (略)

(福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年福島町条例第13号の1)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、 <u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u> 、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、 <u>地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u> 、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
5・6 (略) (従業者の員数)	5・6 (略) (従業者の員数)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者の数が35</u> 又はその端数を増すごとに1とする。	2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規</u>

定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第14条第29号において同じ。)を行う場合であつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、

(管理者)

第4条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によつて提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

得るよう努めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項にて同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、**第4項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) **第4項各号**に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情

8 指定居宅介護支援事業者は、**第5項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) **第5項各号**に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情

のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を

のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによつて行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者

受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情

から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第17条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦

<p>の内容等の記録</p> <p>(5) 第28条第2項に規定する事故 の状況及び事故に際して採った処 置についての記録</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類す るもののうち、この条例の規定にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によつて認識するこ とができる情報が記録された紙その 他の有体物をいう。以下この条にお いて同じ。)で行うことが規定されて いる又は想定されるもの(第8条(第3 1条において準用する場合を含む。) 及び第14条第28号(第31条におい て準用する場合を含む。)並びに次項に 規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る磁気 的記録(<u>電子的方式、磁气的方式その 他人の知覚によつては認識すること ができない方式で作られる記録であ つて、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。)</u>)により行 うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>情の内容等の記録</p> <p>(6) 第28条第2項の規定による事 故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類す るもののうち、この条例の規定にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によつて認識するこ とができる情報が記録された紙その 他の有体物をいう。以下この条にお いて同じ。)で行うことが規定されて いる又は想定されるもの(第8条(第3 1条において準用する場合を含む。) 及び第14条第28号(第31条におい て準用する場合を含む。)並びに次項に 規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る磁気 的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行する。

- (1) 第1条中福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第34条に1項を加える改正規定
- (2) 第2条中福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第32条に1項を加える改正規定
- (3) 第3条中福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例第24条に1項を加える改正規定

(4) 第4条中福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第23条に1項を加える改正規定

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第121条第7号及び第224条第7号並びに第2条の規定による改正後の福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第134条の2（新地域密着型サービス基準条例第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第62条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第199条第1項（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第65号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>二の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、福島町以外の地方公共団体の職員であつた者であつて引き続き <u>当該年</u>に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 <u>その在職期間中</u>における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、福島町以外の地方公共団体の職員であつた者であつて引き続き <u>当該年度</u>に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 <u>その在職期間中</u>における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p>

<p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員に対しては、当該職員の令和6年における年次休暇の施行日現在の残日数のほか、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、施行日に5日を与えるものとする。

議案第66号

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日

福島町長 鳴海 清春

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島町条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当<u>及び</u>期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬<u>及び</u>期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパ</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第9条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパ</p>

ートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在。)

において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

ートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条**及び次条第1項**において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在。)

において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第20条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在における職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条

の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第67号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日

福島町長 鳴海 清春

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第18条第1項_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第18条第1項及び第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみ</p>

う日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

なして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第68号

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

福島町ふるさと暮らし応援条例(平成23年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨励金等の返還)</p> <p>第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な方法により受け取つたと認めたとき</p> <p>(2) <u>住宅等を新築した者が、奨励金の交付を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、若しくは賃貸契約を締結し、又は世帯の全員が町外へ転出したとき</u></p>	<p>(奨励金等の返還)</p> <p>第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な方法により受け取つたと認めたとき。</p> <p>(2) <u>奨励金等の交付を受けた後、10年以内に世帯の全部が町外へ転出したとき。</u></p> <p>(3) <u>出産祝金の交付を受けた後、10年以内に交付の要件となつた受給資格者に養育されている児童が町外へ転出したとき。</u></p> <p>(4) <u>定住促進住宅等奨励金の交付を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、または賃貸契約を締結し、受給資格者の世帯と異なる世帯の住居の用に供したとき。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例

福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例

福島町チャレンジスピリット応援条例(令和2年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成の対象) 第3条 この条例による助成対象は、第1条に定める目的に基づき、 _____町内において 施設投資する起業者等で町長が指定した起業者とする。 2～4 (略)	(助成の対象) 第3条 この条例による助成対象は、第1条に定める目的に基づき、 起業者となつてから3年以内 に町内において 施設投資する起業者等で町長が指定した起業者とする。 2～4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示<u>しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を</p>	<p>(掲示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示<u>するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を</p>

<p>得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>
---	---

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第71号

福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例

福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例

福島町温泉健康保養センター条例(平成6年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 健康保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 福島町温泉健康保養センター 位置 福島町 <u>字吉岡303番地</u>	(名称及び位置) 第2条 健康保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 福島町温泉健康保養センター 位置 福島町 <u>字吉岡219番地23</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第72号

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.55を乗じて算定する。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.85を乗じて算定する。</p>

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について**24,300円**とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 **25,200円**

(2) 特定世帯 **12,600円**

(3) 特定継続世帯 **18,900円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について**25,300円**とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 **26,000円**

(2) 特定世帯 **13,000円**

(3) 特定継続世帯 **19,500円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,900円

(2) 特定世帯 2,950円

(3) 特定継続世帯 4,425円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.65を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

(2) 特定世帯 3,700円

(3) 特定継続世帯 5,550円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.80を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国

民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**22万円**を超える場合には、**22万円**)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所

民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**24万円**を超える場合には、**24万円**)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所

得者等の数」という。)が2以上の
場合にあつては、43万円に当該給
与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加算
した金額)を超えない世帯に係る
納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係
る基礎課税額の被保険者均等割
額 被保険者(第1条第2項に規
定する世帯主を除く。) 1人につ
いて 17,010円

イ 国民健康保険の被保険者に係
る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 17,640円

(イ) 特定世帯 8,820円

(ウ) 特定継続世帯 13,230
円

ウ 国民健康保険の被保険者に係
る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について5,670
円

エ 国民健康保険の被保険者に係
る後期高齢者支援金等課税額の
世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定
める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 4,130円

(イ) 特定世帯 2,065円

(ウ) 特定継続世帯 3,097円

得者等の数」という。)が2以上の
場合にあつては、43万円に当該給
与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加算
した金額)を超えない世帯に係る
納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係
る基礎課税額の被保険者均等割
額 被保険者(第1条第2項に規
定する世帯主を除く。) 1人につ
いて 第5条の額に10分の7
を乗じた額

イ 国民健康保険の被保険者に係
る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 第5条の2第1
号の額に10分の7を乗じた額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2
号の額に10分の7を乗じた額

(ウ) 特定継続世帯 第5条の
2第3号の額に10分の7を乗じ
た額

ウ 国民健康保険の被保険者に係
る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 第7条
の額に10分の7を乗じた額

エ 国民健康保険の被保険者に係
る後期高齢者支援金等課税額の
世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定
める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 第7条の2第1
号の額に10分の7を乗じた額

(イ) 特定世帯 第7条の2第2
号の額に10分の7を乗じた額

(ウ) 特定継続世帯 第7条の

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **5,180円**

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **2,870円**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **12,150円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **12,600円**

(イ) 特定世帯 **6,300円**

2第3号の額に10分の7を乗じた額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **第9条の額に10分の7を乗じた額**

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **第9条の2の額に10分の7を乗じた額**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **第5条の額に10分の5を乗じた額**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額**

(イ) 特定世帯 **第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額**

(ウ) 特定継続世帯 9,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,950円

(イ) 特定世帯 1,475円

(ウ) 特定継続世帯 2,212円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 2,050円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を

(ウ) 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第7条の額に10分の5を乗じた額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の2第1号の額に10分の5を乗じた額

(イ) 特定世帯 第7条の2第2号の額に10分の5を乗じた額

(ウ) 特定継続世帯 第7条の2第3号の額に10分の5を乗じた額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の額に10分の5を乗じた額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を

加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**53万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,860円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **5,040円**

(イ) 特定世帯 **2,520円**

(ウ) 特定継続世帯 **3,780円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1,620円**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **1,180円**

(イ) 特定世帯 **590円**

(ウ) 特定継続世帯 **885円**

加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**54万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **第5条の額に10分の2を乗じた額**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額**

(イ) 特定世帯 **第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額**

(ウ) 特定継続世帯 **第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **第7条の額に10分の2を乗じた額**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **第7条の2第1号の額に10分の2を乗じた額**

(イ) 特定世帯 **第7条の2第2号の額に10分の2を乗じた額**

(ウ) 特定継続世帯 **第7条の2第3号の額に10分の2を乗じ**

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1,480円**

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **820円**

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 **3,645円**

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 **6,075円**

ウ 前項第3号アに規定する金額

た額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **第9条の額に10分の2を乗じた額**

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **第9条の2の額に10分の2を乗じた額**

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 **第5条の額から前項第1号アに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額**

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 **第5条の額から前項第2号アに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額**

ウ 前項第3号アに規定する金額

<p>を減額した世帯 9,720円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,150円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,215円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,025円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,240円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,050円</p> <p>3 (略)</p>	<p>を減額した世帯 第5条の額から前項第3号アに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 第7条の額から前項第1号ウに規定する金額を減額した額に10分の5を減じた額</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 第7条の額から前項第2号ウに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 第7条の額から前項第3号ウに規定する金額を減額した額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 第7条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>3 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第73号

福島町介護保険条例の一部を改正する条例

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町介護保険条例の一部を改正する条例

福島町介護保険条例(平成12年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>29,880円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>45,960円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>46,320円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,680円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,120円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,560円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,280円</u></p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各</p>

<p>年度における保険料率は、同項の規定にかかわらず、<u>20,160円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,160円</u>」とあるのは、「<u>33,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,160円</u>」とあるのは、「<u>47,040円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>年度における保険料率は、同項の規定にかかわらず、<u>19,160円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,160円</u>」とあるのは、「<u>32,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,160円</u>」とあるのは、「<u>46,040円</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の福島町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第74号

福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

福島町空家等の適正管理に関する条例(平成27年福島町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等の適正管理に関し、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理を行わなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等の適正管理に関し、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるとともに、国又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)</p> <p>第6条の2 町長は、空家等が適切な</p>

(立入調査等)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入らせ、物件等を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは報告を求めさせることができる。

2～4 (略)

(代執行)

第9条 (略)

2 町長は、第6条第1項の規定により特定空家等の所有者等に対して必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなく第5条第1項の指導若しくは助言又は同条第2項の規定による勧告が行われるべき者を確知することができないため第6条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、法第1

管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 町長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(立入調査等)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員に空家等と認められる場所に立ち入つて調査をさせることができる。

2～4 (略)

(特定空家に対する措置)

第9条 (略)

2 町長は、第6条第1項の規定により特定空家等の所有者等に対して必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなく第5条第1項の指導若しくは助言又は同条第2項の規定による勧告が行われるべき者を確知することができないため第6条第1項に定める手続に

4条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(過料)

第16条 第6条第1項に規定による町長の命令に違反した者は、法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処する。

2 第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処する。

より命令を行うことができないときを含む。)は、町長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合において、町長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは町長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

3 町長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第6条第1項から第6項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

4 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(過料)

第16条 第6条第1項に規定による町長の命令に違反した者は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処する。

2 第7条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

福島町水道事業給水条例(昭和47年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年、法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、町長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年、法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、町長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料</p>

<p>を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
---	---

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第76号

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例(平成25年福島町条例第8号)の一部を次のように改正す
る。

改正前	改正後
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条 例で定める資格は、次のとおりとす る。 (1)～(5) (略) (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた 者が行う水道に関する講習の課程 を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条 例で定める資格は、次のとおりとす る。 (1)～(5) (略) (6) <u>国土交通大臣</u> の登録を受けた 者が行う水道に関する講習の課程 を修了した者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 77 号

第 6 次福島町総合計画の変更について

第 6 次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第 11 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第 6 次福島町総合計画（令和 5 年度 3 月改訂版）
前期実施計画（R 6～R 9）・展望計画

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			R9	R8	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1	R0	R10～R13
				R6	R7	R8											
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	2	529,800	142,100	101,900	103,900	181,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林業の振興	9	240,900	52,600	100,100	44,100	44,100	5	182,400	0	0	0	0	0	0	0	0
	観光業の振興	6	116,400	44,100	24,100	24,100	24,100	2	1,243,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	商工業の振興	2	76,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	就労・創業支援の充実	5	108,400	31,400	28,400	24,300	24,300	4	97,200	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	28	1,071,500	289,200	273,500	215,400	293,400	11	1,522,600	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て支援の充実	4	70,800	22,800	16,000	16,000	16,000	2	56,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育環境の充実	10	416,000	94,200	96,600	109,600	115,600	9	1,054,400	0	0	0	0	0	0	0	0
	生涯学習の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スポーツの振興	1	53,700	41,200	5,000	2,500	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	15	540,500	158,200	117,600	128,100	136,600	11	1,110,400	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	3	94,300	77,800	5,500	5,500	5,500	1	22,000	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健康増進と保健・医療の充実	3	86,000	9,000	65,000	6,000	6,000	2	42,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
人意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	6	180,300	86,800	70,500	11,500	11,500	3	64,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
町の基盤整備の推進	17	911,700	208,400	221,900	162,000	319,400	7	436,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
防災・消防体制の充実	10	257,100	114,900	87,400	27,400	27,400	3	96,800	0	0	0	0	0	0	0	0	
土地利用と自然環境の保全	2	21,800	12,800	3,000	3,000	3,000	1	12,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活基盤の確保	3	189,900	8,900	8,900	78,200	93,900	2	35,600	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活安全の確保	1	40,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域生活を支える取組の推進	2	28,000	7,000	7,000	7,000	7,000	2	28,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	35	1,448,500	362,000	338,200	287,600	460,700	16	648,400	0	0	0	0	0	0	0	0	
協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域間交流の促進	1	86,500	64,000	6,100	10,000	6,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
移住・定住の支援	3	607,500	176,900	133,500	173,800	123,300	2	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報発信の充実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
行財政運営の推進	6	165,300	40,800	31,200	50,700	42,600	2	15,100	0	0	0	0	0	0	0	0	
広域行政の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	10	859,300	281,700	170,800	234,500	172,300	4	155,100	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合計	94	4,100,100	1,177,900	970,600	877,100	1,074,500	45	3,500,500	0	0	0	0	0	0	0	0	

変更前

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				展望計画 R10~R13
			R6	R7	R8	R9	
町	92	204,100	59,300	26,100	58,400	60,300	315,000
国庫支出金		128,700	42,900	26,600	32,600	26,600	118,400
道支出金			0	0	0	0	0
町負担金			0	0	0	0	0
地方債		1,413,800	424,900	277,000	308,500	403,400	1,028,100
その他		586,700	116,000	189,700	122,800	158,200	176,000
一般財源		1,579,000	412,700	429,300	332,900	404,100	1,846,200
事業費		3,912,300	1,055,800	948,700	855,200	1,052,600	3,483,700
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	2	40,200	40,200	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	0	0
事業費		40,200	40,200	0	0	0	0
一部事務組合	6	1,500	1,500	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債		65,500	54,100	3,800	3,800	3,800	2,400
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		8,200	8,200	0	0	0	0
事業費		75,200	63,800	3,800	3,800	3,800	2,400
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	4	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
事業費		72,400	18,100	18,100	18,100	18,100	14,400

変更後

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳				展望計画 R10~R13
			R6	R7	R8	R9	
町	92	203,900	59,100	26,100	58,400	60,300	315,000
国庫支出金		115,800	29,000	27,600	32,600	26,600	118,400
道支出金			0	0	0	0	0
町負担金			0	0	0	0	0
地方債		1,485,500	485,600	272,300	323,600	404,000	1,130,900
その他		654,700	148,100	197,600	136,800	172,200	232,000
一般財源		1,685,800	391,200	480,300	367,900	446,400	1,808,200
事業費		4,145,700	1,113,000	1,003,900	919,300	1,109,500	3,604,500
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	2	23,500	23,500	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	0	0
事業費		23,500	23,500	0	0	0	0
一部事務組合	6	1,500	1,500	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債		65,500	16,100	41,800	3,800	3,800	2,400
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		8,200	8,200	0	0	0	0
事業費		75,200	25,800	41,800	3,800	3,800	2,400
国庫支出金		0	0	0	0	0	0
道支出金		0	0	0	0	0	0
町負担金		0	0	0	0	0	0
地方債	5	58,000	14,500	14,500	14,500	14,500	0
その他		20,800	20,800	0	0	0	0
一般財源		14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	14,400
事業費		93,200	38,900	18,100	18,100	18,100	14,400

変更前

3頁

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）

【項目】 水産業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
産業振興資金貸付事業	町	285,600	71,400	71,400	71,400	71,400	
(略)							
水産物供給基盤機能強化事業	町	14,200					
(略)							
吉岡漁港岸壁改良整備事業	道	26,000					
項目合計	7	529,800	142,100	101,900	103,900	181,900	0

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
産業振興資金貸付事業	町	301,400	87,200	71,400	71,400	71,400	
(略)							
水産物供給基盤機能強化事業	町	7,500					
(略)							
吉岡漁港岸壁改良整備事業	道	16,000					
福島漁港整備事業	町	6,500					
項目合計	8	535,400	147,700	101,900	103,900	181,900	0

3頁

【基本方向】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）

【項目】 水産業の振興

変更後

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
産業振興資金貸付事業	町	301,400	87,200	71,400	71,400	71,400	
(略)							
水産物供給基盤機能強化事業	町	7,500					
(略)							
吉岡漁港岸壁改良整備事業	道	16,000					
福島漁港整備事業	町	6,500					
項目合計	8	535,400	147,700	101,900	103,900	181,900	0

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）

【項目】 農林業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
農業用機械整備事業	町	6,500	6,500	0	0	0	
(略)							
林業専用道整備事業	町	82,000	20,500	20,500	20,500	20,500	82,000
林道補強点検調査事業	町	2,000					
(略)							
項目合計	8	240,900	52,600	100,100	44,100	44,100	182,400

(単位:千円)

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）

【項目】 農林業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
農業用機械整備事業	町	3,300	3,300	0	0	0	
(略)							
林業専用道整備事業	町	61,500	0	20,500	20,500	20,500	82,000
林道補強点検調査事業	町	2,000					
(略)							
木材破砕機購入支援事業	その他	20,800					
項目合計	9	238,000	47,700	102,100	44,100	44,100	182,400

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）

【項目】観光業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
(略)							
(略)							
道の駅再整備事業		0	0	0	0	0	町 基本構想策定 再整備実施 計、施設再整備 1,013,000
(略)							
項目合計	6	116,400	44,100	24,100	24,100	24,100	2 1,243,000

(単位:千円)

【基本方向】産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり（基本方針Ⅰ）

【項目】観光業の振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
楯岡千代の山・玉上の富士記念館常設展示施設設置事業	町	13,000	13,000	0	0	0	町 基本構想策定 再整備実施 計、施設再整備 1,013,000
(略)							
道の駅再整備事業	町	32,800	11,800	7,000	7,000	7,000	町 管理業務委託 1,013,000
(略)							
舘津街道ルート整備事業	町	10,000	1,000	3,000	3,000	3,000	町 点検調査 補修工事等 重別等維持 12,000
項目合計	9	172,200	69,900	34,100	34,100	34,100	3 1,255,000

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】就労・創造支援の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
基本方向合計	33	1,130,000	315,700	285,500	225,400	303,400	12 1,534,600

(単位:千円)

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】就労・創造支援の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
基本方向合計	28	1,071,500	289,200	273,500	215,400	293,400	11 1,522,600

(単位:千円)

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】就労・創造支援の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
基本方向合計	33	1,130,000	315,700	285,500	225,400	303,400	12 1,534,600

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）

【項目】子育て支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
子ども医療費助成事業	町	42,000	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成
			10,500	10,500	10,500	10,500
(略)						
項目合計	4	70,800	22,800	16,000	16,000	16,000
						2
						56,000

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）

【項目】子育て支援の充実

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
子ども医療費助成事業	町	39,600	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成
			8,100	10,500	10,500	10,500
(略)						
項目合計	4	68,400	20,400	16,000	16,000	16,000
						2
						56,000

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）

【項目】 教育環境の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
高校魅力化推進事業	町	65,600	16,400	16,400	16,400	16,400
(略)						
(略)						
項目合計	10	416,000	96,600	109,600	115,600	1,054,400

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
高校魅力化推進事業	町	105,200	26,300	26,300	26,300	26,300
(略)						
小学校電気設備改修工事	町	21,900	21,900	0	0	0
中学校電気設備改修工事	町	8,600	8,600	0	0	0
(略)						
項目合計	12	486,600	135,100	106,500	119,500	1,054,400

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり（基本方針Ⅱ）

【項目】 スポーツの振興

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町民プール改修	町	53,700	41,200	5,000	2,500	5,000
項目合計	1	53,700	41,200	5,000	2,500	5,000
基本方向合計	15	540,500	158,200	117,600	128,100	1,110,400

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	
町民プール改修	町	48,700	0	41,200	5,000	2,500
項目合計	1	48,700	0	41,200	5,000	2,500
基本方向合計	1	48,700	0	41,200	5,000	2,500

11頁

【基本方向】次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり(基本方針Ⅱ)
 【項目】生涯学習の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
福祉センター電気設備改修事業	町	7,600	7,600	0	0	0	0
福祉センター非常用発電機1台	町	24,400	24,400	0	0	0	0
項目合計	2	32,000	32,000	0	0	0	0
基本方向合計	19	635,700	163,700	140,500	144,000	12	1,115,400

(単位:千円)

11頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり(基本方針Ⅲ)

【項目】高齢者福祉の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
安心安全創造事業	町	22,000	5,500	5,500	5,500	5,500	22,000
生活支援ハウス改修事業	町	1,800	1,800	0	0	0	0
老人福祉施設(デイサービス)整備事業	町	70,500	70,500	0	0	0	0
項目合計	3	94,300	77,800	5,500	5,500	5,500	22,000

(単位:千円)

12頁

【基本方向】福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり(基本方針Ⅲ)

【項目】高齢者福祉の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
安心安全創造事業	町	23,200	6,700	5,500	5,500	5,500	22,000
生活支援ハウス改修事業	町	1,800	0	1,800	0	0	0
老人福祉施設(デイサービス)整備事業	町	120,000	120,000	0	0	0	0
生活支援ハウス冷房設備設置事業	町	49,500	49,500	0	0	0	0
項目合計	4	194,500	176,200	7,300	5,500	5,500	22,000

(単位:千円)

変更前

12頁

【基本方向】 福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）

【項目】 健康増進と保健・医療の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	R7 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	R8 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	R9 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	
がん検診推進事業	町	24,000	6,000	6,000	6,000	6,000	24,000
(略)							
田吉岡温泉福祉事業	町	53,000	経産委 経産委	経産委 経産委			
			3,000	50,000	0	0	0
項目合計	3	86,000	9,000	65,000	6,000	6,000	42,000
基本方向前合計	6	180,300	86,800	70,500	11,500	11,500	64,000

変更後

13頁

【基本方向】 福祉・医療が充実し、互いに認め合えるまちづくり（基本方針Ⅲ）

【項目】 健康増進と保健・医療の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	R7 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	R8 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	R9 がん検診委託 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	
がん検診推進事業	町	25,800	7,800	6,000	6,000	6,000	24,000
(略)							
田吉岡温泉福祉事業	町	53,000			経産委 経産委	経産委 経産委	
電子カルテ等管理システム更新事業	町	4,000	電子カルテ等管理システムの新				
			4,000	0	0	0	0
項目合計	4	91,800	11,800	15,000	9,000	9,000	42,000
基本方向前合計	8	286,300	188,000	22,300	14,500	14,500	64,000

変更前

13頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
町道整備事業	町	204,800	川原町汐見町線 L=120m W=4.3m	川原町汐見町線 L=100m W=8.0m	汐見町2号線 外1路	赤川2号線 外2 路線	高島漁港線 外 町
(略)			18,700	28,100	48,000	110,000	182,000
(略)							
橋梁長寿命化事業	町	143,300	菟置橋	熊野橋	折加内橋、月峰 2号田圃1号橋、 橋梁点検4橋	折加内橋、橋梁 点検10橋、計画 策定54橋	月峰2号田圃1号 橋外、補修設 計、橋梁点検、 計画策定
(略)			30,000	15,300	45,800	52,200	83,100
新緑公園整備事業	町	90,000	夜間照明LED 設置				
(略)			60,000	30,000	0	0	0
中塚橋配水管移設 事業	町	214,000	実施設計	既設管撤去、 仮設配管布設	実施設計	配水管落差、 仮設配管撤去	
(略)			60,000	50,500	6,300	97,200	0
埴谷地区配水管移 設事業	町	36,500	配水管移設Φ 300、L=82.0m、 実施設計	配水管移設Φ 300、L=31.0m (水管橋)、実 施設計			
(略)			13,300	23,200	0	0	0
老朽配水管更新事 業	町	37,300	三岳地区国道横 断配管 L=40.0m、実施 設計	白符地区国道横 断管L=40.0m、 実施設計	町道汐見町4号 線L=45.0m、実 施設計	福島地区配水管 L=100.0m、実施 設計	
(略)			10,000	7,000	6,500	13,800	0

(単位:千円)

変更後

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10~R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
町道整備事業	町	210,600	川原町汐見町線 L=120m W=4.3m	川原町汐見町線 L=100m W=8.0m	汐見町2号線 外1路	赤川2号線 外2 路線	高島漁港線 外 町
(略)			24,500	28,100	48,000	110,000	182,000
(略)							
橋梁長寿命化事業	町	145,800	菟置橋	熊野橋	折加内橋、月峰 2号田圃1号橋、 橋梁点検4橋	折加内橋、橋梁 点検10橋、計画 策定54橋	月峰2号田圃1号 橋外、補修設 計、橋梁点検、 計画策定
(略)			32,500	15,300	45,800	52,200	83,100
新緑公園整備事業	町	95,000	夜間照明LED 設置				
(略)			0	65,000	30,000	0	0
中塚橋配水管移設 事業	町	163,500	実施設計	既設管撤去、 仮設配管布設	実施設計	配水管落差、 仮設配管撤去	
(略)			9,500	50,500	6,300	97,200	0
埴谷地区配水管移 設事業	町	23,200	配水管移設Φ 300、L=82.0m、 実施設計	配水管移設Φ 300、L=31.0m (水管橋)、実 施設計			
(略)			0	23,200	0	0	0
老朽配水管更新事 業	町	47,900	三岳地区国道横 断配管 L=38.0m、実施 設計	白符地区国道横 断管L=40.0m、 実施設計	町道汐見町4号 線L=45.0m、実 施設計	福島地区配水管 L=100.0m、実施 設計	
(略)			20,600	7,000	6,500	13,800	0

変更前

14頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
項目合計	17	765,900	208,400	221,900	16,200	319,400
						7
						436,000

(単位:千円)

変更後

15頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】町の基盤整備の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
日出地区配水管復旧事業	町	41,900				
			41,900	0	0	0
(略)						
項目合計	18	966,300	195,000	265,900	189,000	316,400
						7
						436,000

(単位:千円)

15頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】防災・消防体制の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
防災・減災対策事業	町	27,500				
			7,500	20,000	0	0
日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震における津波避難緊急事業	町	60,000				
			0	20,000	20,000	20,000
(略)						
項目合計	10	257,100	114,900	87,400	27,400	27,400
						3
						96,800

(単位:千円)

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】防災・消防体制の充実

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
防災・減災対策事業	町	20,000				
			0	20,000	0	0
日本海溝・千島海溝沿辺海溝型地震における津波避難緊急事業	町	63,900				
			3,900	20,000	20,000	20,000
(略)						
項目合計	10	253,500	73,300	125,400	27,400	27,400
						3
						96,800

(単位:千円)

変更前

16頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】土地利用と自然環境の保全

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
飯橋街連ルート整備事業	町	12,000	点検調査 補修工事等 重列等維持 3,000	点検調査 補修工事等 重列等維持 3,000	点検調査 補修工事等 重列等維持 3,000	点検調査 補修工事等 重列等維持 3,000	町 12,000
項目合計	2	21,800	12,800	3,000	3,000	3,000	1 12,000

(単位:千円)

変更後

17頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】土地利用と自然環境の保全

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
項目合計	1	9,800	9,800	0	0	0	0

(単位:千円)

17頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】生活基盤の確保

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
千軒地区新たな公共交通確保事業	町	12,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	町 12,000
項目合計	3	189,900	8,900	78,200	93,900	2	35,600

(単位:千円)

18頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】生活基盤の確保

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	R9	
(略)							
千軒地区新たな公共交通確保事業	町	10,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 1,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 3,000	千軒地区におけるデマンド交通の運行 町 12,000
項目合計	3	187,100	6,100	8,900	78,200	93,900	2

(単位:千円)

変 更 前												変 更 後																																																													
18頁 【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】生活安全の確保												19頁 【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】生活安全の確保																																																													
19頁 【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】生活安全の確保												20頁 【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】生活安全の確保																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">概算事業費</th> <th colspan="3">年度別計画</th> <th rowspan="2">展望計画 (R10～R13)</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本方向合計</td> <td>35</td> <td>1,448,500</td> <td>338,200</td> <td>287,600</td> <td>460,700</td> <td>648,400</td> </tr> </tbody> </table> (単位:千円)												事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)	R6	R7	R8	R9	(略)							基本方向合計	35	1,448,500	338,200	287,600	460,700	648,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">概算事業費</th> <th colspan="3">年度別計画</th> <th rowspan="2">展望計画 (R10～R13)</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本方向合計</td> <td>35</td> <td>1,484,700</td> <td>301,200</td> <td>417,200</td> <td>311,600</td> <td>454,700</td> </tr> </tbody> </table> (単位:千円)												事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)	R6	R7	R8	R9	(略)							基本方向合計	35	1,484,700	301,200	417,200	311,600	454,700
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)																																																																			
			R6	R7	R8		R9																																																																		
(略)																																																																									
基本方向合計	35	1,448,500	338,200	287,600	460,700	648,400																																																																			
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)																																																																			
			R6	R7	R8		R9																																																																		
(略)																																																																									
基本方向合計	35	1,484,700	301,200	417,200	311,600	454,700																																																																			
20頁 【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】地域間交流の促進												21頁 【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ） 【項目】地域間交流の促進																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">概算事業費</th> <th colspan="3">年度別計画</th> <th rowspan="2">展望計画 (R10～R13)</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会館等整備事業</td> <td>町</td> <td>86,500</td> <td>64,000</td> <td>6,100</td> <td>10,000</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>項目合計</td> <td>1</td> <td>86,500</td> <td>64,000</td> <td>6,100</td> <td>10,000</td> <td>6,400</td> </tr> </tbody> </table> (単位:千円)												事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)	R6	R7	R8	R9	町内会館等整備事業	町	86,500	64,000	6,100	10,000	6,400	項目合計	1	86,500	64,000	6,100	10,000	6,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">概算事業費</th> <th colspan="3">年度別計画</th> <th rowspan="2">展望計画 (R10～R13)</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会館等整備事業</td> <td>町</td> <td>108,900</td> <td>92,500</td> <td>0</td> <td>10,000</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>項目合計</td> <td>1</td> <td>108,900</td> <td>92,500</td> <td>0</td> <td>10,000</td> <td>6,400</td> </tr> </tbody> </table> (単位:千円)												事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)	R6	R7	R8	R9	町内会館等整備事業	町	108,900	92,500	0	10,000	6,400	項目合計	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)																																																																			
			R6	R7	R8		R9																																																																		
町内会館等整備事業	町	86,500	64,000	6,100	10,000	6,400																																																																			
項目合計	1	86,500	64,000	6,100	10,000	6,400																																																																			
事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)																																																																			
			R6	R7	R8		R9																																																																		
町内会館等整備事業	町	108,900	92,500	0	10,000	6,400																																																																			
項目合計	1	108,900	92,500	0	10,000	6,400																																																																			

変更前

21頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】 移住・定住の支援

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
定住促進住宅整備事業	町	110,000				町
			55,000	0	55,000	0
			建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外
			114,400	126,000	111,300	115,800
項目合計	3	607,500	176,900	133,500	173,800	123,300
						2
						140,000

(単位:千円)

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】 移住・定住の支援

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
定住促進住宅整備事業	町	118,100				町
			63,100	0	55,000	0
			住宅建設1棟、工事監理外	建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外
			351,700	121,900	188,500	111,300
項目合計	3	499,800	70,600	126,000	188,500	115,800
						3
						255,800

(単位:千円)

変更後

22頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】 移住・定住の支援

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
定住促進住宅整備事業	町	118,100				町
			63,100	0	55,000	0
			住宅建設1棟、工事監理外	建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外、家賃設計(次年度分)	建設工事1棟2戸、工事監理外
			351,700	121,900	188,500	111,300
項目合計	3	499,800	70,600	126,000	188,500	115,800
						3
						255,800

(単位:千円)

22頁

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】 行財政運営の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
役場庁舎等改修事業	町	36,900				
			21,700	0	0	15,200
			エレベーター更新	エレベーター更新	エレベーター更新	車庫外壁改修
			26,600	2,400	0	7,000
			自治体預金システム運用北	次期L.G.W.A.N更新	次期L.G.W.A.N更新	ウェブサイトを移行
			40,800	31,200	50,700	42,600
項目合計	6	165,300	281,700	170,800	234,500	172,300
基本方向合計	10	859,300	1,177,900	970,600	877,100	1,074,500
総合計	94	4,100,100	5,500,500	4,500,500	3,500,500	45

(単位:千円)

【基本方向】生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり（基本方針Ⅳ）

【項目】 行財政運営の推進

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (R10～R13)
			R6	R7	R8	
(略)						
役場庁舎等改修事業	町	37,200				
			0	22,000	0	15,200
			エレベーター更新	エレベーター更新	エレベーター更新	車庫外壁改修
			9,400	2,400	0	7,000
			次期L.G.W.A.N更新	次期L.G.W.A.N更新	次期L.G.W.A.N更新	ウェブサイトを移行
			45,700	53,200	50,700	42,600
項目合計	6	192,200	208,800	175,100	249,200	167,800
基本方向合計	10	800,900	1,201,200	1,063,800	941,200	1,131,400
総合計	105	4,337,600	5,500,500	4,500,500	3,621,300	47

(単位:千円)

議案第78号

福島町森林整備計画の変更について

福島町森林整備計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 福島町森林整備計画新旧対照表のとおり

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
目次		目次	
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1	I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
(略)		(略)	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	<u>4</u>	3 森林施業の合理化に関する基本方針	<u>5</u>
II 森林の整備に関する事項	<u>4</u>	II 森林の整備に関する事項	<u>5</u>
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	<u>4</u>	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	<u>5</u>
1 樹種別の立木の標準伐期齢	<u>4</u>	1 樹種別の立木の標準伐期齢	<u>5</u>
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	<u>4</u>	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	<u>6</u>
3 その他必要な事項	<u>6</u>	3 その他必要な事項	<u>7</u>
第2 造林に関する事項	<u>6</u>	第2 造林に関する事項	<u>8</u>
1 人工造林に関する事項	<u>6</u>	1 人工造林に関する事項	<u>8</u>
2 天然更新に関する事項	<u>8</u>	2 天然更新に関する事項	<u>10</u>
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	<u>10</u>	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	<u>11</u>
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	<u>15</u>	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	<u>16</u>
5 その他必要な事項	<u>15</u>	5 その他必要な事項	<u>16</u>
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標		第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標	

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
準的な方法その他間伐及び保育の基準	16	準的な方法その他間伐及び保育の基準	17
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
2 保育の種類別の標準的な方法	18	2 保育の種類別の標準的な方法	19
3 その他必要な事項	19	3 その他必要な事項	20
第4 公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項		第4 公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
3 その他必要な事項	21	3 その他必要な事項	22
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	22	第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	23	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	23	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	23	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	24
5 その他必要な事項	23	5 その他必要な事項	24

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 <u>23</u></p> <p>1 森林施業の共同化の促進に関する方針 <u>23</u></p> <p>2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進 方策 <u>23</u></p> <p>3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 <u>24</u></p> <p>4 その他必要な事項 <u>24</u></p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整 備に関する事項 <u>24</u></p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項 <u>24</u></p> <p>2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 に関する事項 <u>25</u></p> <p>3 作業路網の整備に関する事項 <u>25</u></p> <p>4 その他必要な事項 <u>26</u></p> <p>第8 その他必要な事項 <u>26</u></p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 <u>26</u></p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の 促進に関する事項 <u>27</u></p> <p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関</p>	<p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 <u>24</u></p> <p>1 森林施業の共同化の促進に関する方針 <u>24</u></p> <p>2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進 方策 <u>24</u></p> <p>3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 <u>25</u></p> <p>4 その他必要な事項 <u>25</u></p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整 備に関する事項 <u>25</u></p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項 <u>25</u></p> <p>2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 に関する事項 <u>26</u></p> <p>3 作業路網の整備に関する事項 <u>26</u></p> <p>4 その他必要な事項 <u>27</u></p> <p>第8 その他必要な事項 <u>28</u></p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 <u>28</u></p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の 促進に関する事項 <u>28</u></p> <p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
する事項	28	する事項	29
III 森林の保護に関する事項	28	III 森林の保護に関する事項	29
第1 鳥獣害の防止に関する事項	28	第1 鳥獣害の防止に関する事項	29
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2 その他必要な事項	29	2 その他必要な事項	30
第2 森林病害虫の駆除及び予防・火災の予防その他の森林の保護に関する事項	29	第2 森林病害虫の駆除及び予防・火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	29	1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	30
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）		2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3 林野火災の予防の方法	29	3 林野火災の予防の方法	31
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29	4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5 その他必要な事項	30	5 その他必要な事項	31
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	30	IV 森林の保健機能の増進に関する事項	31
1 保健機能森林の区域	30	1 保健機能森林の区域	31
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、		2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、	

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>伐採その他の施業の方法に関する事項 <u>30</u></p> <p>3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 に関する事項 <u>30</u></p> <p>4 その他必要な事項 <u>31</u></p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項 <u>31</u></p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項 <u>31</u></p> <p>2 生活環境の整備に関する事項 <u>31</u></p> <p>3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 <u>31</u></p> <p>4 森林の総合利用の推進に関する事項 <u>32</u></p> <p>5 住民参加による森林の整備に関する事項 <u>32</u></p> <p>6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 <u>32</u></p> <p>7 その他必要な事項 <u>32</u></p> <p>別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持 増進を図る森林の区域 <u>37</u></p> <p>別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 <u>44</u></p> <p>別表3 鳥獣害防止森林区域 <u>52</u></p> <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林整備の基本方針</p>	<p>伐採その他の施業の方法に関する事項 <u>32</u></p> <p>3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 に関する事項 <u>32</u></p> <p>4 その他必要な事項 <u>32</u></p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項 <u>32</u></p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項 <u>32</u></p> <p>2 生活環境の整備に関する事項 <u>33</u></p> <p>3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 <u>33</u></p> <p>4 森林の総合利用の推進に関する事項 <u>33</u></p> <p>5 住民参加による森林の整備に関する事項 <u>33</u></p> <p>6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 <u>33</u></p> <p>7 その他必要な事項 <u>34</u></p> <p>別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持 増進を図る森林の区域 <u>38</u></p> <p>別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 <u>45</u></p> <p>別表3 鳥獣害防止森林区域 <u>53</u></p> <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林整備の基本方針</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前				変更後			
針】				針】			
重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針	重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	水源かん養森林	(略)	(略)	水源かん養機能	水源かん養森林	(略)	(略)
	全ゾーン	(略)	(略)		水資源保	(略)	(略)
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)	山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)
	生活環境保全林	(略)	(略)		生活環境保全林	(略)	(略)
重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針	重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前				変更後			
保健・文化、生物多様性保全機能	(略)	保健・文化機能等維持林	(略)	保健・文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	(略)	(略)
保健・文化、生物多様性保全機能	(略)	水辺林 タイプ	(略)	保健・文化、生物多様性保全機能	水辺林 タイプ	(略)	(略)
		生物多様性ゾーン			保護地 域タイプ		
保健・文化、生物多様性保全機能	(略)	保健・文化機能等維持林	(略)	保健・文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	(略)	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
公益的機能別施業森林以外の森林				公益的機能別施業森林以外の森林			
重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針	重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
能			
	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じて効率的な整備についても併せて推進する。	(略)	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じて効率的な整備についても併せて推進する。
木材等生産機能	木材等生産林	木材等生産林	木材等生産林
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に効率的な森林施業が可能な森林	(略)
(2) その必要な事項	ア (略)	(2) その必要な事項	ア (略)
イ	_____ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層に	イ	森林の有する 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層に

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>より形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。</p> <p>3 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 立木の伐採の標準的方法は、次のとおりとします。 (1) (略)</p> <p>ア 皆伐 皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとします。 皆伐_____は、気候、地形、土壌等の自然条件や_____公益的機能の確保を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積や伐採区域の交互配置に配慮するなどの確な更新を図ります。 (略)</p> <p>イ 択伐 択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の</p>	<p>より形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。</p> <p>3 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 立木の伐採の標準的方法は、次のとおりとします。 (1) (略)</p> <p>ア 皆伐 皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとします。 皆伐に<u>あたって</u>は、気候、地形、土壌等の自然条件や森林の有する公益的機能の確保を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積や伐採区域の交互配置に配慮するなどの確な更新を図ります。 (略)</p> <p>イ 択伐 択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかるときの伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽の場合にあつては40%以下）とします。</p> <p>なお、択伐の実施に当たつては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 主伐に当たつては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要ない集材路の作設等に当たつては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p>伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の</p>	<p>部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかるときの伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽の場合にあつては40%以下）とします。</p> <p>なお、択伐の実施にあたつては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 主伐にあたつては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要ない集材路の作設等にあたつては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p>伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>発生につながるおそれが高いことから、伐採等に<u>当</u>たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めます。</p> <p>(5) 伐採等の実施に<u>当</u>たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めます。</p> <p>なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮します。</p> <p>また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分留意します。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項</p> <p><u>Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。</u></p>	<p>発生につながるおそれが高いことから、伐採等に<u>あ</u>たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めます。</p> <p>(5) 伐採等の実施に<u>あ</u>たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めます。</p> <p>なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮します。</p> <p>また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分留意します。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項</p> <p><u>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後								
<p>点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。</p> <p>(1) 人工造林の対象樹種</p> <p>ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、<u>及び木材利用状況を</u>_____勘案し選定します。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>以上を踏まえ、福島町の人工造林の対象樹種を次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="833 1146 1228 2007"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>樹種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ、ヒバ、カラマツ (グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ (F1 含む)、ストローブマツ、トウヒ、ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するよう努めます。</p> <p>(2) 人工造林の標準的な方法</p> <p>ア 育成単層林を導入または維持する森林</p>	区分	樹種名	人工造林の対象樹種	スギ、ヒバ、カラマツ (グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ (F1 含む)、ストローブマツ、トウヒ、ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種	<p>点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。</p> <p>(1) 人工造林の対象樹種</p> <p>ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、<u>木材利用状況及び花粉発生源対策等</u>勘案し選定します。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>以上を踏まえ、福島町の人工造林の対象樹種を次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="833 268 1228 1128"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>樹種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ、ヒバ、カラマツ (グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ _____、ストローブマツ、トウヒ、ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するよう努めます。</p> <p>(2) 人工造林の標準的な方法</p> <p>ア 育成単層林を導入または維持する森林</p>	区分	樹種名	人工造林の対象樹種	スギ、ヒバ、カラマツ (グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ _____、ストローブマツ、トウヒ、ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種
区分	樹種名								
人工造林の対象樹種	スギ、ヒバ、カラマツ (グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ (F1 含む)、ストローブマツ、トウヒ、ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種								
区分	樹種名								
人工造林の対象樹種	スギ、ヒバ、カラマツ (グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ _____、ストローブマツ、トウヒ、ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種								

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>a (略)</p> <p>b <u>地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは条刈りにより行います。</u></p> <p>c <u>植栽時期は、春または秋植えとし、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行います。</u></p> <p>d <u>植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討します。</u> <u>植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に、本数の低減についても併せて検討します。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツF1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めます。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽計画を検討します。</u></p>	<p>a (略)</p> <p>b <u>効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。</u></p> <p>c <u>地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは条刈りにより行います。</u> <u>なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払の方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。</u></p> <p>d <u>植栽時期は次表を目安に、春または秋植えとし、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行います。</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後																		
<p>また、<u>周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分</u>にあつては、<u>天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討</u>します。</p> <p>【植栽の時期】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽時期</th> <th>樹種</th> <th>植栽期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春植え</td> <td>(略)</td> <td>4月初旬～6月中旬</td> </tr> <tr> <td>秋植え</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. <u>効果的な実施実施の観点から、技術合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることと</u>します。</p>	植栽時期	樹種	植栽期間	春植え	(略)	4月初旬～6月中旬	秋植え	(略)	(略)	<p>【植栽の時期】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽時期</th> <th>樹種</th> <th>植栽期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春植え</td> <td>(略)</td> <td>4月上旬～6月中旬</td> </tr> <tr> <td>秋植え</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. <u>コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第3の2の(1)のイの(ア)のdの時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることと</u>します。</p> <p>f. <u>植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討</u>します。</p> <p><u>なお、植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有す</u></p>	植栽時期	樹種	植栽期間	春植え	(略)	4月上旬～6月中旬	秋植え	(略)	(略)
植栽時期	樹種	植栽期間																	
春植え	(略)	4月初旬～6月中旬																	
秋植え	(略)	(略)																	
植栽時期	樹種	植栽期間																	
春植え	(略)	4月上旬～6月中旬																	
秋植え	(略)	(略)																	

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>(表略)</p> <p>なお、コンテナ苗の植栽時期については、下記の植栽時期の表の時期によらないものとするが、<u>自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針 <u>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。</u> 皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早期に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、</p>	<p>多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、<u>次表に関わらず本数の低減についても併せて検討します。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツF1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めます。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽計画を検討します。</u></p> <p><u>また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討します。</u></p> <p>(表略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針</p> <p>皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早期に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後																
<p>更新を図ります。</p> <p>択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。</p> <p>なお、天然更新に係る場合は、「2天然更新に関する事項(3)」のとおりとします。</p> <p>2 天然更新に関する事項</p> <p>天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより的確な更新が見込まれる森林において行います。</p> <p>(1) 天然更新の対象樹種</p> <p>天然更新の対象樹種は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="932 1178 1187 1975"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">樹種名 (有用広葉樹)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天然更新の対象樹種</td> <td>ぼう芽更新</td> <td>イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、<u>シナノキ</u></td> </tr> <tr> <td>天然下種更新</td> <td>ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 天然更新の標準的な方法</p> <p>天然更新の標準的な方法を、次のとおりとします。</p> <p>ア 天然更新の完了の判断基準</p> <p>第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長が</p>	区分	樹種名 (有用広葉樹)		天然更新の対象樹種	ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、 <u>シナノキ</u>	天然下種更新	ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ	<p>更新を図ります。</p> <p>択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。</p> <p>なお、天然更新に係る場合は、「2天然更新に関する事項(3)」のとおりとします。</p> <p>2 天然更新に関する事項</p> <p>天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行います。</p> <p>(1) 天然更新の対象樹種</p> <p>天然更新の対象樹種は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="932 277 1193 1128"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">樹種名 (有用広葉樹)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天然更新の対象樹種</td> <td>ぼう芽更新</td> <td>イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ (<u>削除</u>)</td> </tr> <tr> <td>天然下種更新</td> <td>ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、<u>シナノキ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 天然更新の標準的な方法</p> <p>天然更新の標準的な方法を、次のとおりとします。</p> <p>ア 天然更新の完了の判断基準</p> <p>第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長が</p>	区分	樹種名 (有用広葉樹)		天然更新の対象樹種	ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ (<u>削除</u>)	天然下種更新	ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、 <u>シナノキ</u>
区分	樹種名 (有用広葉樹)																
天然更新の対象樹種	ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、 <u>シナノキ</u>															
	天然下種更新	ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ															
区分	樹種名 (有用広葉樹)																
天然更新の対象樹種	ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ (<u>削除</u>)															
	天然下種更新	ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、 <u>シナノキ</u>															

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>あり、かつ、周辺の植生の草丈に 50cm 程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が、幼齢林（注3）にあたっては成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態で更新完了とします。</p> <p>また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、シナノキ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に<u>一定</u>程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上（又は立木度が3以上）となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況の異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断します。</p>	<p>あり、かつ、周辺の植生の草丈に 50cm 程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が、幼齢林（注3）にあたっては成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態で更新完了とします。</p> <p>また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、シナノキ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に<u>50cm</u>程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上（又は立木度が3以上）となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況の異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断します。<u>天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。</u></p> <p><u>また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。</u></p> <p>なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(注3)「幼齡林」とは、伐採後概ね 15年生未満の森林をいいます。</p> <p>(注4)「立木度」とは、幼齡林 (概ね 15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数基準)との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立} \\ (\text{注6}) \times 10$ </div> <p>(注5)～(注6) (略)</p> <p>(表略)</p> <p>イ 天然更新補助作業の標準的な方法 (略)</p> <p>いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じて補植等により更新を確保することとします。なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新の確保することとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項</p> <p>(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 主伐後の適確な更新を図るため、<u>天然更新が期待できない森林を</u></p>	<p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね 15年生未満の森林をいいます。</p> <p>(注4)「立木度」とは、幼齡林 (おおむね 15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数基準)との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立} \\ (\text{注6}) \times 10$ </div> <p>(注5)～(注6) (略)</p> <p>(表略)</p> <p>イ 天然更新補助作業の標準的な方法 (略)</p> <p>いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じて補植等により更新を確保することとします。なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項</p> <p>(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 主伐後の適確な更新を図るため、<u>次の森林や自然条件、森林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後																																																																		
<p>_____「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として_____、植栽による更新を<u>進め</u>_____ます。 <u>この基準及び区域は、次の自然条件や、森林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を勘案し、次のとおり定めます。</u></p> <p>指定する場合の勘案、当該森林に含めない区域 (略)</p> <p>(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在指定する森林の区域は、次のとおりです。</p> <p>【一般民有林】</p> <table border="1" data-bbox="925 1131 1492 2016"> <thead> <tr> <th colspan="2">森林の区域 (林小班)</th> <th>参考</th> </tr> <tr> <th>林班</th> <th>小 班</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">水資源保全ゾーン</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">木材等生産林のうち人工林</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	森林の区域 (林小班)		参考	林班	小 班		水資源保全ゾーン			7	(略)		8	(略)		9	(略)		10	(略)		13	(略)		17	(略)		木材等生産林のうち人工林			2	(略)		<p>勘案し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として指定し、植栽による更新を<u>図ることとします</u>。 (削除)</p> <p>指定する場合の勘案、当該森林に含めない区域 (略)</p> <p>(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在指定する森林の区域は、次のとおりです。</p> <p>【一般民有林】</p> <table border="1" data-bbox="925 257 1492 1131"> <thead> <tr> <th colspan="2">森林の区域 (林小班)</th> <th>参考</th> </tr> <tr> <th>林班</th> <th>小 班</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">水資源保全ゾーン</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">天然更新が期待できない森林</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	森林の区域 (林小班)		参考	林班	小 班		水資源保全ゾーン			7	(略)		8	(略)		9	(略)		10	(略)		13	(略)		17	(略)		天然更新が期待できない森林			2	(略)	
森林の区域 (林小班)		参考																																																																	
林班	小 班																																																																		
水資源保全ゾーン																																																																			
7	(略)																																																																		
8	(略)																																																																		
9	(略)																																																																		
10	(略)																																																																		
13	(略)																																																																		
17	(略)																																																																		
木材等生産林のうち人工林																																																																			
2	(略)																																																																		
森林の区域 (林小班)		参考																																																																	
林班	小 班																																																																		
水資源保全ゾーン																																																																			
7	(略)																																																																		
8	(略)																																																																		
9	(略)																																																																		
10	(略)																																																																		
13	(略)																																																																		
17	(略)																																																																		
天然更新が期待できない森林																																																																			
2	(略)																																																																		

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
3	(略)	3	(略)
4	(略)	4	(略)
5	(略)	5	(略)
6	(略)	6	(略)
7	(略)	7	(略)
8	(略)	8	(略)
10	(略)	10	(略)
11	(略)	11	(略)
12	(略)	12	(略)

【一般民有林】		【一般民有林】	
林班	小班	林班	小班
森林の区域 (林小班)		森林の区域 (林小班)	
<u>木材等生産林のうち人工林</u>		<u>天然更新が期待できない森林</u>	
13	(略)	13	(略)
14	(略)	14	(略)
15	(略)	15	(略)
16	(略)	16	(略)
17	(略)	17	(略)
18	(略)	18	(略)
19	(略)	19	(略)
20	(略)	20	(略)
24	(略)	24	(略)
25	(略)	25	(略)

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
26	(略)	26	(略)
27	(略)	27	(略)
28	(略)	28	(略)
29	(略)	29	(略)

【一般民有林】		【一般民有林】	
林班	小 班	林班	小 班
森林の区域 (林小班)		森林の区域 (林小班)	
<u>木材等生産林のうち人工林</u>		<u>天然更新が期待できない森林</u>	
30	(略)	30	(略)
31	(略)	31	(略)
32	(略)	32	(略)
33	(略)	33	(略)
34	(略)	34	(略)
35	(略)	35	(略)
36	(略)	36	(略)
37	(略)	37	(略)
38	(略)	38	(略)
39	(略)	39	(略)
40	(略)	40	(略)

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後																									
4 1	(略)	4 1	(略)																								
4 2	(略)	4 2	(略)																								
4 3	(略)	4 3	(略)																								
4 4	(略)	4 4	(略)																								
<p>【一般民有林】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">森林の区域 (林小班)</td> </tr> <tr> <td>林班</td> <td>小 班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">木材等生産林のうち人工林</td> </tr> <tr> <td>4 5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 7</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		森林の区域 (林小班)		林班	小 班	木材等生産林のうち人工林		4 5	(略)	4 6	(略)	4 7	(略)	<p>【一般民有林】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">森林の区域 (林小班)</td> </tr> <tr> <td>林班</td> <td>小 班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">天然更新が期待できない森林</td> </tr> <tr> <td>4 5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 7</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		森林の区域 (林小班)		林班	小 班	天然更新が期待できない森林		4 5	(略)	4 6	(略)	4 7	(略)
森林の区域 (林小班)																											
林班	小 班																										
木材等生産林のうち人工林																											
4 5	(略)																										
4 6	(略)																										
4 7	(略)																										
森林の区域 (林小班)																											
林班	小 班																										
天然更新が期待できない森林																											
4 5	(略)																										
4 6	(略)																										
4 7	(略)																										
<p>【道有林】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">森林の区域 (林小班)</td> </tr> <tr> <td>林班</td> <td>小 班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">木材等生産林のうち人工林</td> </tr> <tr> <td>1 0</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		森林の区域 (林小班)		林班	小 班	木材等生産林のうち人工林		1 0	(略)	1 1	(略)	1 2	(略)	<p>【道有林】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">森林の区域 (林小班)</td> </tr> <tr> <td>林班</td> <td>小 班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">天然更新が期待できない森林</td> </tr> <tr> <td>1 0</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		森林の区域 (林小班)		林班	小 班	天然更新が期待できない森林		1 0	(略)	1 1	(略)	1 2	(略)
森林の区域 (林小班)																											
林班	小 班																										
木材等生産林のうち人工林																											
1 0	(略)																										
1 1	(略)																										
1 2	(略)																										
森林の区域 (林小班)																											
林班	小 班																										
天然更新が期待できない森林																											
1 0	(略)																										
1 1	(略)																										
1 2	(略)																										

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>なお、上記の森林について、主伐を行う場合は、「伐採跡 地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。</p> <p>(注) (略)</p> <p>4 森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 (略)</p> <p>5 その他必要な事項</p> <p>ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に留意します。</p> <p>イ 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的なものに伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への<u>植林を推進</u>します。</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方</p>	<p>なお、上記の森林について、主伐を行う場合は、「伐採跡 地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。</p> <p>(注) (略)</p> <p>4 森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 (略)</p> <p>5 その他必要な事項</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>— 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的なものに伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への<u>更新を確保</u>します。</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
ア (略)	ア (略)	イ 間伐にあたっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、 <u>根の発達</u> が促されるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行います。特に、高齢級の森林における間伐は、立木の成長力に留意します。 なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等_____は、次のとおりとします。	イ 間伐にあたっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、 <u>根の発達</u> が促されるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行います。特に、高齢級の森林における間伐は、立木の成長力に留意します。 なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等 <u>の目安</u> は、次のとおりとします。
主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等		主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等	
樹種	間伐の時期 (林齢)	樹種	間伐の時期 (林齢)
スギ (一般材)	初回	樹種 スギ (一般材)	初回
	2 回目		2 回目
	3 回目		3 回目
	4 回目		4 回目
	5 回目		5 回目
施業体系	間伐の方法	施業体系	間伐の方法
植栽本数 3,000本/ha 仕立て方法 密仕立て 主伐時の設定 700本/ha	(略) (略) (略) (略) (略)	植栽本数 2,500本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 600本/ha	(略) (略) (略) (略) (略)
樹種	間伐の時期 (林齢)	樹種	間伐の時期 (林齢)
スギ (一般材)	初回	樹種 スギ (一般材)	初回
	2 回目		2 回目
	3 回目		3 回目
	4 回目		4 回目
	5 回目		5 回目
施業体系	間伐の方法	施業体系	間伐の方法
植栽本数 3,000本/ha 仕立て方法 密仕立て 主伐時の設定 700本/ha	(略) (略) (略) (略) (略)	植栽本数 2,500本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 600本/ha	(略) (略) (略) (略) (略)

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前						変更後							
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
樹種	施業体系	間伐の時期 (林齢)				間伐の方法	樹種	施業体系	間伐の時期 (林齢)				間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回				5 回	初回	2 回	3 回	
トドマツ (一般材)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	トドマツ (一般材)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
樹種	施業体系	間伐の時期 (林齢)				間伐の方法	樹種	施業体系	間伐の時期 (林齢)				間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回				5 回	初回	2 回	3 回	
アカエゾマツ (一般材)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アカエゾマツ (一般材)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		



福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>注1) スギ参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東北・北陸地方スギ林分密度管理図」のⅡ等地 ・「スギ人工林施業の手引き（道有林管理室）カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ参考資料 ・「カラマツ間伐施業指針（<u>北海道林務部監修</u>）」 ・「トドマツ人工林間伐の手引き（<u>北海道林務部監修</u>）」 <p>アカエゾマツ参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」 <p>注2）（略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法</p> <p>保育の標準的な方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 下刈り</p> <hr/> <p>植栽木の成長を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。</p> <p>イ 除伐</p> <hr/> <p>侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは形質の悪い植</p>	<p>注1) スギ参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東北・北陸地方スギ林分密度管理図」のⅡ等地 ・「スギ人工林施業の手引き（道有林管理室）カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ参考資料 ・「カラマツ間伐施業指針_____」 ・「トドマツ人工林間伐の手引き_____」 <p>アカエゾマツ参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」 <p>注2）（略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法</p> <p>保育の標準的な方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 下刈り</p> <p>植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。</p> <p>イ 除伐</p> <hr/> <p>下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは形質の悪い植</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後									
<p>栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去します。</p> <p>_____ 植栽樹種以外でも、その生育状況、_____ 公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存育成の対象とします。</p> <p>ウ つる切り (略)</p> <p>なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、次表のとおりとします。</p>		<p>栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外でも、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存育成の対象とします。</p> <p>ウ つる切り (略)</p> <p>なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、次表のとおりとします。</p>									
【標準的な実施時期】											
1. 下刈り											
樹種	年植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
スギ	春										
	秋										
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマ	春	①	②	②	①	①					

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前						変更後								
ツ	秋		②	②	①	①								
アカエ	春	①	②	②	①	①	①	①						
ゾマツ	秋		②	②	①	①	①	①						
<p>注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。</p>														
<p>2. つる切り、除伐、枝打</p> <p>(省略)</p> <p> は下刈り、 : つる切り、除伐、枝打</p>														
<p>3 その他必要な事項 (略)</p>														
<p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (略)</p> <p>(1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進す</p> <p>べき森林 (水源涵養林)</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>水源涵養保安林や水道取水施設の上流に位置する水源</p>														
<p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (略)</p> <p>(1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進す</p> <p>べき森林 (水源涵養林)</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>水源涵養保安林や水道取水施設の上流に位置する水源</p>														

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>地周辺の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林の区域を、別表1のとおり定めます。</p> <p>イ 森林施業の方法 (略)</p> <p>(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略)</p> <p>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p><u>(1) 区域の設定</u> <u>木材等生産林の区域については、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産等機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を、別表1のとおり定めます。</u></p> <p><u>(2) 森林施業の方法</u> <u>木材等生産林については、木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、森林の公益的機能の發揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通</u></p>	<p>地周辺の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林の区域を、別表1のとおり定めます。</p> <p>イ 森林施業の方法 (略)</p> <p>(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略)</p> <p>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(2) (削除)</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p><u>じた効率的な森林整備を推進します。</u> <u>また、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の推進に努めます。</u> <u>なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安とします。</u></p>	<p><u>木材等生産機能の維持増進を図る森林区域については、材木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業は可能な森林の区域を定めることとします。</u> <u>なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。</u> <u>また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
区域の設定の基準及び施業の方法に関する方針		区域の設定の基準及び施業の方法に関する方針	
森林の区域	森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する方針
木材等生産林	<p>林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。</p>	<p>木材等生産林の区域については、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産等機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を、別表1のとおり定めます。</p>	<p>木材等生産林については、木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、森林の<u>有する</u>公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後	
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産林のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定めます。
(略)	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。	(略)	特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、原則として植栽による更新を行うこととします。
森林施業の方法の目安 (表略)		森林施業の方法の目安 (表略)	
3 その他必要な事項 (略)		3 その他必要な事項 (略)	
ア 水資源保全ゾーン (略)		ア 水資源保全ゾーン (略)	
イ 森林施業の方法	1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。 (略)	イ 森林施業の方法	1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。 (略)

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ） （略）</p> <p>(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ） ア 区域の設定 保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。</p> <p>イ 森林施業の方法 （略）</p> <p>(4) 特に効率的な施業が可能な森林 （略）</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 （略）</p> <p>1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 （略）</p> <p>2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策</p>	<p>(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ） （略）</p> <p>(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ） ア 区域の設定 保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。</p> <p>イ 森林施業の方法 （略）</p> <p>(4) 特に効率的な施業が可能な森林 （略）</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 （略）</p> <p>1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 （略）</p> <p>2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>委託を受け行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者への働きかけや施業集約化に向けた長期施業の受委託に関する情報発信や森林情報の提供や助言・斡旋により、意欲ある森林所有者や森林組合・民間事業者への長期施業の委託とともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等が円滑に進むよう、施業内容やコストの明示した提案型施業の普及と定着を進め、併せて、今後の適切な整備等のための条件整備として、<u>境界線の整備</u>など森林管理の適正化を図ります。</p> <p>3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項</p> <p>森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。</p> <p>なお、森林経営受委託契約は、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができよう造林や保育、伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出を明確化するための条項を設定するよう留意します。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</p>	<p>委託を受け行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者への働きかけや施業集約化に向けた長期施業の受委託に関する情報発信や森林情報の提供や助言・斡旋により、意欲ある森林所有者や森林組合・民間事業者への長期施業の委託とともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等が円滑に進むよう、施業内容やコストの明示した提案型施業の普及と定着を進め、併せて、今後の適切な整備等のための条件整備として、<u>航空レーザー測量等により境界線の整備</u>など森林管理の適正化を図ります。</p> <p>3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項</p> <p>森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。</p> <p>なお、森林経営受委託契約は、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができよう造林や保育、伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出を明確化するための条項を設定するよう留意します。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
<p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(略)</p> <p>林業系機械の用途別の目安は、次のとおりです。</p>	<p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(略)</p> <p>林業系機械の用途別の目安は、次のとおりです。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜区分</th> <th>伐倒</th> <th>集材《木寄せ》</th> <th>造材</th> <th>巻立て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緩傾斜 (0°～15°)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>スキッダ【全木】</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜 (15°～30°)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜 (30°～)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て	緩傾斜 (0°～15°)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	スキッダ【全木】	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中傾斜 (15°～30°)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	急傾斜 (30°～)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜区分</th> <th>伐倒</th> <th>集材《木寄せ》</th> <th>造材</th> <th>巻立て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緩傾斜 (0°～15°)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>スキッダ【全木集材】</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜 (15°～30°)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜 (30°～)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て	緩傾斜 (0°～15°)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	スキッダ【全木集材】	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中傾斜 (15°～30°)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	急傾斜 (30°～)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て																																																																											
緩傾斜 (0°～15°)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	(略)	スキッダ【全木】	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
中傾斜 (15°～30°)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
急傾斜 (30°～)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
			(略)	(略)																																																																											
傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て																																																																											
緩傾斜 (0°～15°)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	(略)	スキッダ【全木集材】	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
中傾斜 (15°～30°)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
急傾斜 (30°～)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
			(略)	(略)																																																																											
注1)～注3) (略)	注1)～注3) (略)	注1)～注3) (略)	注1)～注3) (略)																																																																												

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前		変更後																																						
2～4 (略)		2～4 (略)																																						
第8 その他必要な事項		第8 その他必要な事項																																						
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)		1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)																																						
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)		2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状(参考)</th> <th>将来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採</td> <td>チェーンソー</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>造材</td> <td>チェーンソー</td> <td>プロセスサ チェーンソー</td> </tr> <tr> <td>集材</td> <td>林内作業車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">造林保育等</td> <td>地拵</td> <td>刈払機、トラクタ</td> </tr> <tr> <td>下刈</td> <td>刈払機</td> </tr> <tr> <td>枝打</td> <td>ナタ、鋸</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状(参考)	将来	伐採	チェーンソー	(略)	造材	チェーンソー	プロセスサ チェーンソー	集材	林内作業車	(略)	造林保育等	地拵	刈払機、トラクタ	下刈	刈払機	枝打	ナタ、鋸		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状(参考)</th> <th>将来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採</td> <td>チェーンソー</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>造材</td> <td>チェーンソー</td> <td>プロセスサ チェーンソー</td> </tr> <tr> <td>集材</td> <td>林内作業車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">造林保育等</td> <td>地拵</td> <td>刈払機、トラクタ</td> </tr> <tr> <td>下刈</td> <td>刈払機</td> </tr> <tr> <td>枝打</td> <td>ナタ、鋸</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状(参考)	将来	伐採	チェーンソー	(略)	造材	チェーンソー	プロセスサ チェーンソー	集材	林内作業車	(略)	造林保育等	地拵	刈払機、トラクタ	下刈	刈払機	枝打	ナタ、鋸
区分	現状(参考)	将来																																						
伐採	チェーンソー	(略)																																						
造材	チェーンソー	プロセスサ チェーンソー																																						
集材	林内作業車	(略)																																						
造林保育等	地拵	刈払機、トラクタ																																						
	下刈	刈払機																																						
	枝打	ナタ、鋸																																						
区分	現状(参考)	将来																																						
伐採	チェーンソー	(略)																																						
造材	チェーンソー	プロセスサ チェーンソー																																						
集材	林内作業車	(略)																																						
造林保育等	地拵	刈払機、トラクタ																																						
	下刈	刈払機																																						
	枝打	ナタ、鋸																																						
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組み、木材の需要促進に努めます。地材地消の推進に当たっては、平成23年3月に北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」に基づ		3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組み、木材の需要促進に努めます。地材地消の推進に当たっては、平成23年3月に北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」に基づ																																						

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>き、積極的に公共施設等への木材・木製品の利用を進めるとともに、住宅用建築材をはじめ森林バイオマスエネルギーの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進し、需要に対する地域材の安定的供給のため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進します。</p> <p>また、特用林産物のうち原木栽培によるしいたけは本町の特産品の一つとして定着しつつあるが、東日本大震災の影響等もあり、全国的に原木が不足している状況にあります。そのため、町有林内の路網整備を推進し、ほだ木の安定的供給に努めます。</p> <p>Ⅲ～Ⅳ (略)</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項 (略)</p> <p>(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項 森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。 ア～イ (略)</p>	<p>き、積極的に公共施設等への木材・木製品の利用を進めるとともに、住宅用建築材をはじめ森林バイオマスエネルギーの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進し、需要に対する地域材の安定的供給のため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、<u>国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実態及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。</u></p> <p>また、特用林産物のうち原木栽培によるしいたけは本町の特産品の一つとして定着しつつあるが、東日本大震災の影響等もあり、全国的に原木が不足している状況にあります。そのため、町有林内の路網整備を推進し、ほだ木の安定的供給に努めます。</p> <p>Ⅲ～Ⅳ (略)</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項 (略)</p> <p>(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項 森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。 ア～イ (略)</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後																										
<p>ウ IIの第<u>6</u>の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項並びにIIの第<u>7</u>の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項</p> <p>エ (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域 (表略)</p> <p>別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 (表略)</p>	<p>ウ IIの第<u>5</u>の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項並びにIIの第<u>6</u>の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項</p> <p>エ (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域 (表略)</p> <p>別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 (表略)</p>																										
<p>【長伐期施業主伐実施基準表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>主伐可能な林齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">人工林</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然林</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	主伐可能な林齢	人工林	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	天然林	(略)	(略)	<p>【長伐期施業主伐実施基準表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>主伐可能な林齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">人工林</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然林</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	主伐可能な林齢	人工林	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	天然林	(略)	(略)
樹種	主伐可能な林齢																										
人工林	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
天然林	(略)																										
	(略)																										
樹種	主伐可能な林齢																										
人工林	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
	(略)																										
天然林	(略)																										
	(略)																										

福島町森林整備計画新旧対照表

変更前	変更後
別表3 鳥獣害防止森林区域 (表略)	別表3 鳥獣害防止森林区域 (表略)

議案第79号

第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について

第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を決定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（別冊3のとおり）

議案第80号

令和6年度福島町一般会計予算

令和6年度福島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,125,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 町 税		485,414
	1 町 民 税	124,154
	2 固 定 資 産 税	309,417
	3 軽 自 動 車 税	10,130
	4 町 た ば こ 税	33,677
	5 入 湯 税	8,036
2 地 方 譲 与 税		28,627
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	16,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	6,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	6,627
3 利 子 割 交 付 金		150
	1 利 子 割 交 付 金	150
4 配 当 割 交 付 金		500
	1 配 当 割 交 付 金	500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		400
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	400
6 法 人 事 業 税 交 付 金		3,500
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,500
7 地 方 消 費 税 交 付 金		90,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	90,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		1,500
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,500
9 地 方 特 例 交 付 金		250
	1 地 方 特 例 交 付 金	250

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
10 地方交付税		2,000,832
	1 地方交付税	2,000,832
11 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
12 使用料及び手数料		79,105
	1 使用料	66,373
	2 手数料	12,732
13 国庫支出金		211,266
	1 国庫負担金	132,698
	2 国庫補助金	76,782
	3 国庫委託金	1,786
14 道支出金		155,464
	1 道負担金	117,949
	2 道補助金	32,061
	3 道委託金	5,454
15 財産収入		21,410
	1 財産運用収入	15,424
	2 財産売払収入	5,986
16 寄付金		70,100
	1 寄付金	70,100
17 繰入金		406,510
	1 他会計繰入金	3
	2 基金繰入金	406,507
18 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位:千円)

款	項	金額
19 諸 収 入		139,489
	1 延滞加算金及び過料	2
	2 町 預 金 利 子	38
	3 貸 付 金 元 利 収 入	88,179
	4 受 託 事 業 収 入	769
	5 雑 入	50,501
20 町 債		430,600
	1 町 債	430,600
歳 入 合 計		4,125,128

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		50,612
	1 議会費	50,612
2 総務費		455,516
	1 総務管理費	337,205
	2 徴税費	9,842
	3 戸籍住民基本台帳費	23,114
	4 選挙費	716
	5 統計調査費	226
	6 監査委員費	1,737
	7 財政基金費	82,676
3 民生費		691,960
	1 社会福祉費	605,111
	2 児童福祉費	81,341
	3 災害救助費	5,508
4 衛生費		392,975
	1 保健衛生費	144,568
	2 清掃費	248,407
5 労働費		101
	1 労働諸費	101
6 農林水産業費		243,253
	1 農業費	24,493
	2 林業費	56,741
	3 水産業費	162,019
7 商工費		99,402
	1 商工費	99,402

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
8 土木費		254,985
	1 土木管理費	1,674
	2 道路橋梁費	162,535
	3 河川費	44,906
	4 都市計画費	24,138
	5 住宅費	21,732
9 消防費		256,868
	1 消防費	256,868
10 教育費		220,331
	1 教育総務費	87,963
	2 小学校費	23,637
	3 中学校費	14,706
	4 社会教育費	12,760
	5 保健体育費	81,265
11 公債費		532,684
	1 公債費	532,684
12 諸支出金		270,007
	1 災害援護資金貸付金	3,500
	2 特別会計繰出金	266,507
13 職員給与費		651,434
	1 職員給与費	651,434
14 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		4,125,128

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
建設用連絡車譲受代金に関する債務負担行為	令和6年度から 令和10年度まで	4,400千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出産祝金交付事業債	千円 3,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
定住促進住宅奨励事業債	3,000			
人財育成事業基金債	5,000			
雇用奨励等支援事業債	7,000			
定住促進住宅整備事業債	45,600			
災害援護資金貸付債	3,500			
老人福祉施設整備事業債	120,000			
福祉センター整備事業債	18,300			
町内会館整備事業債	86,000			
安心生活創造事業債	4,000			
子ども医療費助成事業債	6,000			
ウニ移殖放流事業債	2,500			
種苗生産育成事業債	3,000			
水産物供給基盤機能保全事業債	7,500			
吉岡漁港岸壁改良整備事業債	16,000			
プレミアム付商品券発行事業債	9,000			
街灯料助成事業債	1,500			
橋梁長寿命化事業債	17,700			
町道川原町汐見町線整備事業債	24,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通河川河道整備事業債	20,000		3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構・日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
空家対策等支援事業債	5,000			
消防広報作業車整備事業債	10,600			
公有林整備事業債	6,400			
臨時財政対策債	5,000			
計	430,600			

議案第 8 1 号

令和 6 年度福島町国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度福島町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ682,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		81,002
	1 国民健康保険税	81,002
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 道支出金		546,836
	1 道負担金	546,836
4 繰入金		55,044
	1 他会計繰入金	52,703
	2 基金繰入金	2,341
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		9
	1 延滞金・加算金及び過料	4
	2 雑収入	5
7 財産収入		16
	1 財産運用収入	16
歳入合計		682,918

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		5,934
	1 総務管理費	2,673
	2 徴税費	1,734
	3 運営協議会費	209
	4 特別対策事業費	1,318
2 保険給付費		533,181
	1 療養諸費	458,680
	2 高額療養費	72,300
	3 移送費	100
	4 助産諸費	1,501
	5 葬祭諸費	600
3 国民健康保険金		127,370
	1 国民健康保険金	127,370
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		14,126
	1 特定健康診査等事業費	10,003
	2 保健事業費	4,123
6 諸支出金		280
	1 償還金及び還付加算金	280

議案第 8 2 号

令和 6 年度福島町介護保険特別会計予算

令和 6 年度福島町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ 563,702 千円とし、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ 1,625 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

保 險 事 業 勘 定

第1表 歳入歳出予算（保険事業勘定）

（歳入）

（単位：千円）

款	項	金額
1 保 險 料		96,938
	1 介 護 保 險 料	96,938
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		145,384
	1 国 庫 負 担 金	90,071
	2 国 庫 補 助 金	55,313
4 支 払 基 金 交 付 金		144,613
	1 支 払 基 金 交 付 金	144,613
5 道 支 出 金		82,669
	1 道 負 担 金	76,981
	2 道 補 助 金	5,688
6 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	10
7 繰 入 金		94,030
	1 一 般 会 計 繰 入 金	89,447
	2 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	1,411
	3 基 金 繰 入 金	3,172
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		55
	1 雑 入	53
	2 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	2
歳 入 合 計		563,702

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		6,250
	1 総務管理費	634
	2 徴収費	506
	3 介護認定審査会費	4,930
	4 運営協議会費	180
2 保険給付費		514,011
	1 保険給付費	502,470
	2 高額介護サービス等費	9,926
	3 高額医療合算介護サービス等費	1,206
	4 その他諸費	409
3 地域支援事業費		43,209
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	16,908
	2 一般介護予防事業費	4,626
	3 包括的支援事業費	20,483
	4 任意事業費	1,137
	5 その他諸費	55
4 基金積立金		11
	1 基金積立金	11
5 予備費		100
	1 予備費	100
6 諸支出金		121
	1 償還金及び還付加算金	118
	2 繰出金	3
歳出合計		563,702

サービス事業勘定

第1表 歳入歳出予算（サービス事業勘定）

（歳入）

（単位：千円）

款	項	金額
1 サービス収入		1,624
	1 介護給付費収入	1,624
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,625

議案第 83 号

令和 6 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度福島町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 82,055 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		46,549
	1 後期高齢者医療保険料	46,549
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		35,499
	1 一般会計繰入金	35,499
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	1
歳入合計		82,055

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		1,202
	1 総務管理費	771
	2 徴収費	431
2 後期高齢者医療金 後期高齢者医療金 広域連合納付金		80,693
	1 後期高齢者医療金 広域連合納付金	80,693
3 諸支出金		60
	1 償還金及び還付加算金	60
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		82,055

議案第 8 4 号

令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

令和 6 年度福島町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 診療事業収入		71,236
	1 保険診療収入	65,655
	2 保険外診療収入	5,581
2 繰入金		51,230
	1 他会計繰入金	51,230
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		21
	1 預金利子	1
	2 雑入	20
歳入合計		122,497

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		43,008
	1 総務管理費	43,008
2 診療事業費		68,668
	1 診療費	68,668
3 諸支出金		10
	1 償還金及び還付加算金	10
4 公債費		10,511
	1 公債費	10,511
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		122,497

令和6年度福島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度福島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1, 900戸
(2) 年間給水量	290, 000 m ³
(3) 一日平均給水量	795 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水管整備事業	72, 000千円
(イ) メーター改良事業	7, 326千円
(ウ) 施設整備事業	7, 700千円
(エ) 固定資産購入費	4, 500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	106, 107千円
第1項 営業収益	88, 131千円
第2項 営業外収益	17, 976千円
支 出	
第1款 水道事業費用	108, 412千円
第1項 営業費用	105, 512千円
第2項 営業外費用	2, 400千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25, 936千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8, 366千円、過年度分損益勘定留保資金17, 570千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	79, 700千円
第1項 企業債	79, 700千円
支 出	
第1款 資本的支出	105, 636千円
第1項 建設改良費	92, 036千円
第2項 企業債償還金	13, 600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽配水管 更新事業	千円 20,600	証書借入	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政その他の都合によ り繰上償還又は低利 に借り換えることが できる。
配水管 復旧事業	41,900			
配水管 移設事業	9,500			
浄水場施設 設備更新事業	7,700			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,128千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,959千円と定める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第86号

令和6年度福島町浄化槽事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度福島町浄化槽事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	473人
(2) 年間処理水量	77,380 m ³
(3) 一日平均処理水量	212 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 浄化槽整備事業	23,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	浄化槽事業収益	41,571千円
第1項	営業収益	4,417千円
第2項	営業外収益	37,154千円
支 出		
第1款	浄化槽事業費用	38,571千円
第1項	営業費用	37,123千円
第2項	営業外費用	1,348千円
第3項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,727千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,091千円、引継金209千円、当年度分損益勘定留保資金7,427千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	23,000千円
第1項	企業債	12,900千円
第2項	他会計補助金	5,078千円
第3項	国庫補助金	3,626千円
第4項	工事分担金	1,396千円
支 出		
第1款	資本的支出	32,727千円
第1項	建設改良費	23,000千円
第2項	企業債償還金	9,727千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、3,033千円及び7千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽事業	千円 12,900	普通貸借 又は 証書借入	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	政府資金については その融資条件によ る。 銀行その他の資金に ついては、貸付先と 協議して定める。 ただし企業財政その 他の都合により繰上 償還又は低利に借り 換えることができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第7条 浄化槽事業に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,303千円である。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第 87 号

福島町財政調整基金の積立金の処分について

次のとおり福島町財政調整基金の積立金を令和 6 年度福島町一般会計に繰り入れ支消するものとする。

令和 6 年 3 月 8 日 提出

福島町長 鳴海 清春

記

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 支消金額 | 400,000千円以内 |
| 2 支消の目的 | 地方財政法第4条の4第1項第1号による経費の財源に
充当するため |

議案第 88 号

令和 5 年度福島町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度福島町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 176,217 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,651,111 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第 89 号

令和 5 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118,784千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第90号

令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,852千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第91号

令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第92号

令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第93号

令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

令和5年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にから歳入歳出それぞれ3,438千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第94号

令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度福島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（ア）配水管整備事業 94,000千円 を 76,505千円とする。

（イ）メーター改良事業 9,693千円 を 7,891千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業収益	108,236千円	-3,000千円	105,236千円
第1項 営業収益	88,233千円	-108千円	88,125千円
第2項 営業外収益	20,003千円	-2,892千円	17,111千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	115,003千円	-4,094千円	110,909千円
第1項 営業費用	112,702千円	-4,194千円	108,508千円
第2項 営業外費用	1,801千円	100千円	1,901千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額23,263千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,560千円、過年度分損益勘定留保資金14,703千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額21,697千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,981千円、過年度分損益勘定留保資金15,716千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	94,000千円	-17,731千円	76,269千円
第1項 企業債	84,000千円	-26,800千円	57,200千円
第2項 道支出金	10,000千円	9,069千円	19,069千円
	支	出	
第1款 資本的支出	117,263千円	-19,297千円	97,966千円
第1項 建設改良費	104,163千円	-19,297千円	84,866千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	変 更 前	変 更 後
老朽配水管更新事業	39,000千円	34,000千円
配水管移設事業	45,000千円	23,200千円

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	15,860千円	351千円	16,211千円

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

同意第 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	岡 観要
年 齢	7 6 歳

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年3月8日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町内在住
氏 名	川合 正子
年 齢	73歳